

# 甲府市社会福祉協議会 福祉ボランティア活動実践校事業 実施要領

## 第1条 目的

この要領は、児童・生徒の社会福祉への関心と理解を高め、ボランティア精神を養うとともに、家庭や地域における福祉教育と地域に根差したボランティア活動の実践を図る福祉ボランティア活動実践校（以下「実践校」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

## 第2条 実施主体

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

## 第3条 実施の期間

実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年とし、事業の見直し等がない限り、3年毎に更新するものとする。

## 第4条 実践校の指定

実践校は、協議会が甲府市立の小・中学校及び高等学校の中から、3年の事業期間中、一年度に限り指定するものとする。

## 第5条 協議会の役割

次の各号を行うものとする。

- (1) 実践校の指定
- (2) 事業の説明、実践校相互の情報交換等を図るための連絡会議の開催
- (3) 助成金の交付事務
- (4) 福祉教育に関する相談
- (5) 福祉講話講師（車いすの使用者、盲導犬の同伴者等）の紹介
- (6) 職員及びボランティア等の派遣
- (7) 福祉体験器材の貸出
- (8) 事業推進に必要な情報の提供

## 第6条 実践校の活動

実践校は、それぞれの学校と地域の実情に合わせて、次の各号の例示を参考にした活動を行うものとする。

- (1) 学習活動
  - ・車いすの使用及び高齢者の疑似体験
  - ・手話、点訳、音声訳及び要約筆記等の学習
  - ・福祉講話の開催
  - ・福祉・ボランティア関係の資料等の整備
- (2) 体験学習を目的とした実践活動
  - ・社会福祉施設等への訪問による入所者との交流や介護等の体験活動
  - ・体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児（者）等の招待

- (3) 啓発活動
  - ・福祉・ボランティア活動の地域への紹介
  - ・校内での意識の醸成、取り組みの継承
- (4) 社会福祉事業への参加・協力
  - ・地域におけるボランティア活動への参加
  - ・共同募金への協力
  - ・古切手、牛乳パック等の収集
  - ・協議会の実施する事業への参加
- (5) ・その他社会福祉に関する活動

## 第7条 助成金

実践校への助成金は、第6条に定める活動に必要な諸謝金、旅費交通費（講師の移動に係る経費）、消耗品費、印刷製本費及び協議会が必要と認めた経費とする。

2 助成金は、協議会の予算の範囲内で、1校につき4万円を上限に必要な経費を助成する。

## 第8条 助成金の申請

助成を受ける実践校は、次の書類を協議会会長に提出する。

- (1) 福祉ボランティア活動実践校事業助成金申請書（第1号様式）
- (2) 福祉ボランティア活動実践校事業 事業計画・予算書（第2号様式）

## 第9条 実績の報告

実践校は、事業年度終了後20日以内に、次の書類を協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 福祉ボランティア活動実践校事業実績報告書（第3号様式）
- (2) 福祉ボランティア活動実践校事業取り組み内容（第4号様式）
- (3) 福祉ボランティア活動実践校事業収支決算書（第5号様式）
- (4) 事業に関わる領収書（写し可）

## 第10条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度協議して定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。